

目黒通り沿道景観づくり(景観計画改定素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成23年11月10日から12月15日

(2) 周知方法

ア 目黒区ホームページ 11月10日アップ

イ めぐる区報 11月15日号

ウ 素案閲覧場所 区政情報コーナー・都市計画課・各地区サービス事務所(東部地区を除く)・各住区センター・各図書館

エ 説明会 11月19日(油面住区センター)・11月25日(目黒本町社会教育館)・11月26日(八雲住区センター) 参加者延べ16名

2. 意見提出等状況

パブリックコメント		件数
	団体	7
	その他	0
説明会		17
合計		24

3. 集計結果

パブリックコメント等による主な意見・要望については、次の区分によって項目別に分類整理し検討結果をとりまとめた。

対応区分	内 容	件 数
1	意見・要望の趣旨に沿い、改定案に反映する。	1
2	意見・要望の趣旨は取り上げており、趣旨に沿って策定する。	9
3	今後の景観計画での検討課題とする。	4
4	関係所管・関係機関・団体に趣旨を伝達する。	6
5	意見・要望に沿うことは困難である。	3
6	その他(景観計画以外での検討課題など)	1
合計		24

目黒通り沿道景観づくりに対するパブリックコメントに対する主な意見・要望と検討結果について

整理番号	意見・要望（要旨）	対応区分	検討結果（対応策）
A：景観について			
1	届出の対象を25メートルとしているが、もっと低くするべきである。	5	道路幅と高さが1：1の関係は比較的落ち着いた街並みが期待できるため、それを超える高さの建築物等に対して、届出の対象としています。そのため、目黒通りの道路幅25メートルを届出対象高さとしています。同じ特定区域である山手通りも同様の考え方に基づいて、届出対象の高さを設定しています。
2	建物の高さを車道の巾20mと同じにした街並みが好ましい景観となるのではないのでしょうか。したがってそれ以上高い建物については道路面からセットバックさせるなどの規制を加えて、歩道に沿った立面の高さをそろえることが望ましい。	5	目黒区はゆるやかな景観形成基準を設定しつつ、より良い景観への誘導を目指しているところです。その主旨から、景観形成基準においては、建物のセットバックや高さをそろえることの規制は考えていません。なお、建物の絶対高さについては、都市計画で定め規制をかけているところです。
3	同じ高さの街並みが続くことにより閉塞感があるとすれば、一部に小公園のような空間を設けることによって設けることによって、街の景観形成将来像の方針1～6に対しても十分対応が可能になる。このような空間を公的に確保するか、又はそのような空間を提供する建築計画に対する何らかのインセンティブを与えるなどの措置を考慮することが必要である。	6	小公園の存在は景観的にも有効と考えますが、景観形成基準においては、オープンスペースの確保に配慮することは取り入れています。一定の広さが求められる小公園の確保については、沿道敷地において開発行為等がされる際に規制誘導していきたいと考えています。
4	道路沿いの建築をそろえるために日陰規制などによる斜線制限で建物の立面が不揃いになるのを防ぐ必要がある。	3	建築物に係る形態規制においては、日影規制・道路や高度地区による斜線規制などがあり、複雑な形態になることがあります。景観上すっきりしたものではないかもしれませんが、北側の敷地への日照の配慮など重要な規制でもあります。景観や日影規制などの様々な規制の中、調和のとれた街づくりのあり方については、今後の検討課題とします。
5	建物の屋根部分が斜めに切れていることがあるが、景観への対応が必要ではないか。	3	同上
6	ファサードを街並みに合わせるといことが、同じようなファサードにするという注文より、ファサードの高さをそろえてスカイラインがすっきりとする中で、個々の建築がそれぞれ特徴のあるデザインをすることを良しとすべきである。	2	景観形成基準において、周辺の街並み景観に配慮したデザインとは、単にファサードを同じにするという意味ではなく、特徴あるデザインでも景観の向上につながることも十分考えられると思います。
7	歴史資源に関しては九品仏の祠が良い。石垣の写真も良く分からない。角地の写真も貧素である。	2	写真は、住民との街歩きなどをとおして積み上げたものを載せています。石垣の写真は、石垣と共に建物1階の外壁デザインを石垣風に工夫している例として載せています。
8	空間の広がりや抜けが分かりにくい。	2	沿道の建築物の高さにおいて、比較的中低層のものが多いため道路上空の広がりや空に空間が抜けている様子を表現しています。
9	写真の説明内容において、バルコニーを揃えるのはおかしい。	1	写真は景観基準に対応した配慮工夫の例として「統一感のあるバルコニーの形態」との記述であり、同じ形態のバルコニーに揃えることを誘導しているものではありませんが、誤解のないように表現を変更します。

10	色彩やスカイラインの調和など、一律にすることは調和ではないのではないか。それではシャレた街並みとはならない。建築家の美学を遮るものにならないか。同じにすることは美しいことにならないのではないか。	2	建物の色彩や形態を同じにするということではなく、周辺とかけ離れたものにならないような配慮を行うという主旨で基準を定めています。
11	強制力がないから環境を維持していくのは難しいのではないかと。次世代の事を考えるならもっと強制力を持たせる必要がある。	5	目黒区はゆるやかな景観形成基準を設定し、より良い景観への誘導を目指しているところです。都市計画にて景観地区を指定することで厳しくすることはできますが地域住民の合意形成が必要となります。現在、東京都で景観地区を定めている箇所は江戸川区の1箇所です。
12	あまり厳しくしていないところが良い素案だと思う。先代が守ってきた通りを次の世代に受け継がれれば良い。	2	目黒区はゆるやかな景観形成基準を設定し、より良い景観への誘導を目指しているところです。
13	景観が運用される昨年4月以前の建物に調和させると支障がでるのではないかと。	2	景観が運用される以前の建物でも、優れたデザインのものが存在しています。景観形成基準は基本的には個々の建物のデザイン性を向上させることにあり、さらに、調和に配慮することでより良い景観になるよう誘導するものです。
B：みどりについて			
14	イチョウ並木が統一感を出している。緑を統一するとよい。工事の後に植栽が痛むことがある。	4	目黒通りは、一部にくすの木の街路樹がありますが、ほとんどがイチョウ並木に統一されています。植栽の適正管理については、管理者である東京都へ依頼します。
15	目黒通りの植栽がマチマチであり統一させると良い。	4	高木の街路樹はイチョウで統一されていますが、その他の植栽のことを指摘しているものと思われます。植栽のあり方については多様なご意見があると認識していますが、いただいたご意見につきましては、管理者である東京都へ伝えていきます。
16	イチョウの足元のツツジは、手入れするために維持費がかかり、空間をスッキリとさせるためには不要ではないかと。	4	植栽のあり方については多様なご意見があると認識していますが、いただいたご意見につきましては、管理者である東京都へ伝えていきます。
C：色彩について			
17	通り全体が暗い印象である。派手にしてはいけないのか。	2	色彩基準では色の幅を指定しており、その範囲内においては明るくすることは可能です。色彩では、原色や蛍光色を使用することで問題になってくるものと考えています。
18	目黒通りを歩いて問題の再確認を行ったが、原色を使ったチェーン店の看板や外観が問題である。	2	景観形成基準では、色彩基準を設けていますので、施行後においては基準に合わせた色使いが基本となります。チェーン店では、コーポレーションカラーにて目立つように色彩計画をされることが一般ですが、基準内の色に収まるよう誘導していきます。
19	色彩についてはマンセル値が分かりにくい。日本の色彩などの色見本を説得材料とし、極端に外れた色、限度を超えた色を示し、制限していくようにしてはどうか。	2	色彩基準は定量的な基準であるため、マンセル値にて明確に使用できる色を示しています。確かに一般の区民にはマンセル値は分かりにくいいため、色の見本でも示せるよう工夫していきます。
D：道路環境について			
20	電柱の撤去が進んでいない。狭い歩道の邪魔でもあり、せっかく景観計画にそってよい景観を作る努力をしても、電柱や電線などがその配慮に欠けていることは問題である。	4	目黒通りは区内でも無電柱化が進んでいるところですが、全線には及んでいません。事業者である東京都へ伝えていきます。
21	狭い歩道の邪魔でもある交通標識が景観の配慮に欠けていることは問題である。	3	交通標識においては、交通安全の目的が第一になりますので、今後の検討課題とします。

22	歩道には街路樹と刈り込みが整備されているが、刈り込みの防護柵により良いデザインを採用して、腰掛けられるようにしたり、ベンチで柵を代用するなど、歩道を歩く人の憩いの場とし、歩道に沿った商店と呼応してゆとりの空間を作ることが望まれる。また、舗装にはインターロッキングなど歩きやすく心が和むような素材を使用してほしい。	4	景観形成基準では、歩道に沿ったオープンスペースの確保に配慮することをあげています。それにより、歩道との空間の連携を生むことによりゆとりの空間を創出することを狙いとしています。 道路内の防護柵や舗装のあり方については、管理者である東京都へご意見を伝えていきます。なお、現在事業中の電線類の地中化では、歩道にインターロッキングの舗装がされています。
23	目黒四中から大鳥神社までの間は自転車との接触による危険があるため歩くことができない。人が歩けない道の景観を整えてどうするのか。	4	安全に歩くことができる道づくりが大切と考えています。警察や道路管理者へご意見を伝えるとともに歩行環境の改善が図られるよう要望していきます。
24	目黒通りは産業道路としての機能が少なく乗用車が多い。車道に自転車レーンを作ってはどうか。	3	歩行者の安全性の確保が重要と考えますが、自転車専用レーンについては、現在、調査研究段階であり、今後の検討課題とします。